

記者会見資料

担当課名	就園管理課
担当者名	課長 小林 孝昭
連絡先	803-1431 内線 3670

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について（甲第232号議案）

1 改正理由

『安心して子どもを産み育てることができる環境づくり』の一環として、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、保育利用（2号・3号認定子ども）の保育料（利用者負担額）を見直します。

2 主な改正の概要

保育利用（2号・3号認定子ども）の利用者負担額を定める別表第2（第3条関係）の改正を行う。

- （1）階層区分のC4階層及びC10階層を細分化
- （2）新階層区分のB階層及びC1階層からC12階層について保育料（利用者負担額）を減額

3 施行期日

議会議決後、平成29年4月1日から施行予定

資料1
平成28年11月21日
就園管理課

平成28年10月1日の保育園等の入園状況について

(単位：人)

項 目	平成28年度	
	4月1日現在	10月1日現在
入園申込児童数	16,318	17,023
定員数	14,574	14,593
入園児童数	14,975	15,685
未入園児童数 (A)	1,343	1,338
(A) の内 待機児童数	729	651

平成29年度保育料等の見直しについて

【目的】

『安心して子どもを産み育てることができる環境づくり』の一環として、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、保育料等の見直しを行います。

【見直しのポイント】

- (1) 年収約360万円未満相当世帯では、現行保育料から平均3割軽減します。(新) B階層及びC1～C4階層が該当
- (2) 年収約360万円相当世帯～約800万円未満相当世帯では、現行保育料から平均1割軽減します。(新) C5～C12階層が該当
- (3) 多子世帯の負担を軽減します。(平成28年4月先行実施)

【軽減の所要額（保育料収入の減）】

約4億2千万円（子ども1人当たり平均で3,200円/月の軽減）

※ 平成27年度の決算ベース。既に無償の場合と据置きの場合を除く。



保育利用の子どもの8割が対象となる大幅な軽減を実施します

※ 同じ。

●利用者負担額(保育利用:2号・3号認定子ども) 新旧対照表

資料3
平成28年11月21日
就 園 管 理 課

【現行】

(単位:円)

階層区分	国	市	定義 (市町村民税所得割額)	保育標準時間			保育短時間		
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第一	A		生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
第二	B		市町村民税非課税世帯	6,300	4,700	4,700	6,300	4,700	4,700
第三	C1		均等割のみ課税	13,500	11,100	11,100	13,200	10,900	10,900
	C2		10,800円 未満	15,700	13,100	13,100	15,400	12,800	12,800
	C3		10,800円 以上 48,600円 未満	17,900	15,700	15,700	17,500	15,400	15,400
第四	C4		48,600円 以上 65,000円 未満	19,400	16,300	16,300	19,000	16,000	16,000
	C5		65,000円 以上 81,000円 未満	24,700	21,600	21,600	24,200	21,200	21,200
	C6		81,000円 以上 97,000円 未満	30,000	27,000	27,000	29,400	26,500	26,500
第五	C7		97,000円 以上 121,000円 未満	31,500	28,800	28,200	30,900	28,300	27,700
	C8		121,000円 以上 145,000円 未満	37,300	31,300	28,200	36,600	30,700	27,700
	C9		145,000円 以上 169,000円 未満	43,100	33,800	28,200	42,300	33,200	27,700
第六	C10		169,000円 以上 301,000円 未満	45,700	35,900	29,900	44,900	35,200	29,300
第七	C11		301,000円 以上 397,000円 未満	48,000	37,500	31,200	47,100	36,800	30,600
第八	C12		397,000円 以上	55,700	37,500	31,200	54,700	36,800	30,600



【改正案】

(単位:円)

階層区分	国	市	定義 (市町村民税所得割額)	保育標準時間			保育短時間		
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第一	A		生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
第二	B		市町村民税非課税世帯	4,000	3,500	3,500	4,000	3,500	3,500
第三	C1		均等割のみ課税	9,000	7,000	7,000	8,800	6,800	6,800
	C2		10,800円 未満	10,000	8,000	8,000	9,800	7,800	7,800
	C3		10,800円 以上 48,600円 未満	12,000	10,000	10,000	11,700	9,800	9,800
第四	C4		48,600円 以上 57,700円 未満	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700
	C5		57,700円 以上 65,000円 未満	16,000	14,000	14,000	15,600	13,700	13,700
	C6		65,000円 以上 81,000円 未満	20,000	18,000	18,000	19,500	17,600	17,600
	C7		81,000円 以上 97,000円 未満	24,000	22,000	22,000	23,500	21,500	21,500
第五	C8		97,000円 以上 121,000円 未満	28,000	25,000	24,000	27,400	24,500	23,500
	C9		121,000円 以上 145,000円 未満	32,000	28,000	26,000	31,300	27,400	25,500
	C10		145,000円 以上 169,000円 未満	36,000	31,000	27,000	35,300	30,400	26,500
第六	C11		169,000円 以上 199,000円 未満	40,000	33,000	28,000	39,200	32,300	27,400
	C12		199,000円 以上 229,000円 未満	43,000	34,500	29,000	42,200	33,800	28,400
	C13		229,000円 以上 301,000円 未満	45,700	35,900	29,900	44,900	35,200	29,300
第七	C14		301,000円 以上 397,000円 未満	48,000	37,500	31,200	47,100	36,800	30,600
第八	C15		397,000円 以上	55,700	37,500	31,200	54,700	36,800	30,600

・現行のC4階層を2分割し、C4とC5に階層を変更

・現行のC10階層を3分割し、C11～C13に階層を変更

※保育短時間の単価は、[改正案保育標準時間単価×現行保育短時間単価／現行保育標準時間単価]で計算(100円未満切捨て)

●保育利用(2号・3号認定)の子どもの利用者負担額(保育料)

資料4-1
平成28年11月21日
就園管理課

【3歳未満児】

階層区分 (市)		推定年収※1	定義 (市町村民税所得割額)	徴収基準額					
現行	案			保育標準時間			保育短時間		
				国	現行	改正案	国	現行	改正案
A	A	-	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
B	B	260万円未満	市町村民税非課税世帯	9,000	6,300	4,000	9,000	6,300	4,000
C1	C1	330万円未満	均等割のみ課税	19,500	13,500	9,000	19,300	13,200	8,800
C2	C2		10,800円未満		15,700	10,000		15,400	9,800
C3	C3		10,800円以上 48,600円未満		17,900	12,000		17,500	11,700
C4	C4	360万円未満	48,600円以上 57,700円未満	30,000	19,400	14,000	29,600	19,000	13,700
	C5	C5	57,700円以上 65,000円未満		16,000	15,600			
C5	C6	470万円未満	65,000円以上 81,000円未満		24,700	20,000		24,200	19,500
C6	C7		81,000円以上 97,000円未満		30,000	24,000		29,400	23,500
C7	C8	640万円未満	97,000円以上 121,000円未満	44,500	31,500	28,000	43,900	30,900	27,400
C8	C9		121,000円以上 145,000円未満		37,300	32,000		36,600	31,300
C9	C10		145,000円以上 169,000円未満		43,100	36,000		42,300	35,300
C10	C11	800万円未満	169,000円以上 199,000円未満	61,000	45,700	40,000	60,100	44,900	39,200
	C12		199,000円以上 229,000円未満			43,000			42,200
	C13	930万円未満	229,000円以上 301,000円未満			45,700			44,900
C11	C14	1,130万円未満	301,000円以上 397,000円未満	80,000	48,000	48,000	78,800	47,100	47,100
C12	C15	1,130万円以上	397,000円以上	104,000	55,700	55,700	102,400	54,700	54,700

(単位:円)

※1 推定年収は、夫、妻、子ども2人世帯の場合の世帯年収のおおまかな目安

●保育利用(2号・3号認定)の子どもの利用者負担額(保育料)

資料4-2
平成28年11月21日
就園管理課

【3歳児】

階層区分 (市)		推定年収※1	定義 (市町村民税所得割額)	徴収基準額					
				保育標準時間			保育短時間		
現行	案			国	現行	改正案	国	現行	改正案
A	A	-	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
B	B	260万円未満	市町村民税非課税世帯	6,000	4,700	3,500	6,000	4,700	3,500
C1	C1	330万円未満	均等割のみ課税	16,500	11,100	7,000	16,300	10,900	6,800
C2	C2		10,800円未満		13,100	8,000		12,800	7,800
C3	C3		10,800円以上 48,600円未満		15,700	10,000		15,400	9,800
C4	C4	360万円未満	48,600円以上 57,700円未満	27,000	16,300	12,000	26,600	16,000	11,700
	C5	470万円未満	57,700円以上 65,000円未満			14,000			13,700
C5	C6		65,000円以上 81,000円未満		21,600	18,000		21,200	17,600
C6	C7		81,000円以上 97,000円未満		27,000	22,000		26,500	21,500
C7	C8	640万円未満	97,000円以上 121,000円未満	41,500	28,800	25,000	40,900	28,300	24,500
C8	C9		121,000円以上 145,000円未満		31,300	28,000		30,700	27,400
C9	C10		145,000円以上 169,000円未満		33,800	31,000		33,200	30,400
C10	C11	800万円未満	169,000円以上 199,000円未満	58,000	35,900	33,000	57,100	35,200	32,300
	C12		199,000円以上 229,000円未満			34,500			33,800
	C13	930万円未満	229,000円以上 301,000円未満			35,900			35,200
C11	C14	1,130万円未満	301,000円以上 397,000円未満	77,000	37,500	37,500	75,800	36,800	36,800
C12	C15	1,130万円以上	397,000円以上	101,000	37,500	37,500	99,400	36,800	36,800

(単位:円)

※1 推定年収は、夫、妻、子ども2人世帯の場合の世帯年収のおおまかな目安

●保育利用(2号・3号認定)の子どもの利用者負担額(保育料)

資料4-3
平成28年11月21日
就園管理課

【4歳以上児】

階層区分 (市)		推定年収※1	定義 (市町村民税所得割額)	徴収基準額					
現行	案			保育標準時間			保育短時間		
				国	現行	改正案	国	現行	改正案
A	A	-	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
B	B	260万円未満	市町村民税非課税世帯	6,000	4,700	3,500	6,000	4,700	3,500
C1	C1	330万円未満	均等割のみ課税	16,500	11,100	7,000	16,300	10,900	6,800
C2	C2		10,800円未満		13,100	8,000		12,800	7,800
C3	C3		10,800円以上 48,600円未満		15,700	10,000		15,400	9,800
C4	C4	360万円未満	48,600円以上 57,700円未満	27,000	16,300	12,000	26,600	16,000	11,700
	C5	470万円未満	57,700円以上 65,000円未満			14,000			13,700
C5	C6		65,000円以上 81,000円未満		21,600	18,000		21,200	17,600
C6	C7		81,000円以上 97,000円未満		27,000	22,000		26,500	21,500
C7	C8	640万円未満	97,000円以上 121,000円未満	41,500	28,200	24,000	40,900	27,700	23,500
C8	C9		121,000円以上 145,000円未満		28,200	26,000		27,700	25,500
C9	C10		145,000円以上 169,000円未満		28,200	27,000		27,700	26,500
C10	C11	800万円未満	169,000円以上 199,000円未満	58,000	29,900	28,000	57,100	29,300	27,400
	C12		199,000円以上 229,000円未満			29,000			28,400
	C13	930万円未満	229,000円以上 301,000円未満			29,900			29,300
C11	C14	1,130万円未満	301,000円以上 397,000円未満	77,000	31,200	31,200	75,800	30,600	30,600
C12	C15	1,130万円以上	397,000円以上	101,000	31,200	31,200	99,400	30,600	30,600

(単位:円)

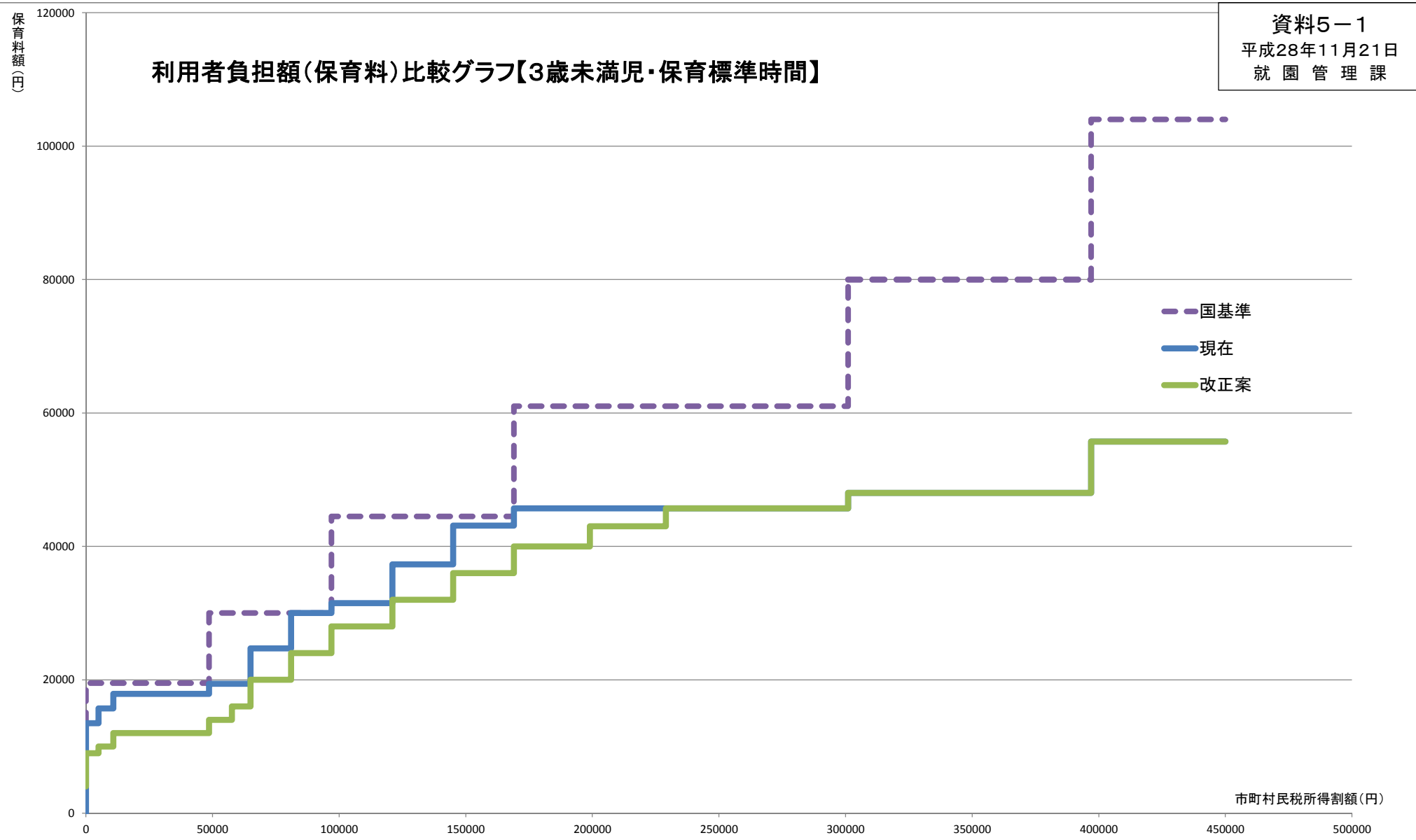
※1 推定年収は、夫、妻、子ども2人世帯の場合の世帯年収のおおまかな目安

資料5-1

平成28年11月21日

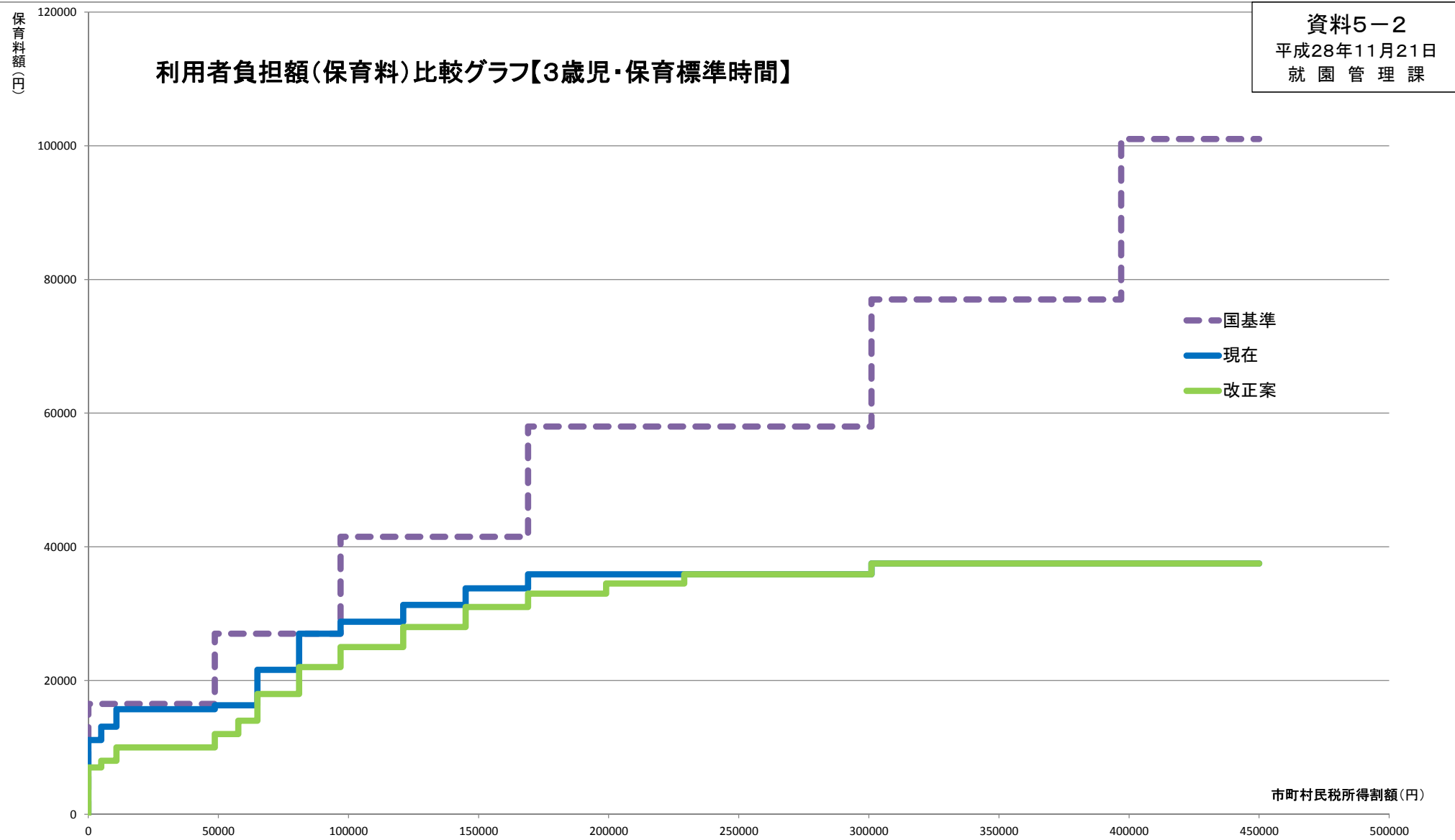
就園管理課

利用者負担額(保育料)比較グラフ【3歳未満児・保育標準時間】



資料5-2
平成28年11月21日
就園管理課

利用者負担額(保育料)比較グラフ【3歳児・保育標準時間】



保育料額 (円)

市町村民税所得割額 (円)

資料5-3
平成28年11月21日
就園管理課

利用者負担額(保育料)比較グラフ【4歳以上児・保育標準時間】

